大坂　吉二　新島　溪子　本木　征雄
瑞宝双光章を授ける（各通）

小川　雄二
瑞宝単光章を授ける（以上七月十七日）

福田　芳壽
瑞宝小綬章を授ける

小池　謙一　古賀　博　小林　信夫
駄木　公司　伊達　一徳　浜元　捷平
吉川　安一
瑞宝双光章を授ける（各通）

菅野　正一　松浦　孝満
三重野準次　渡邊　弘守
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十八日）

岡本　莫
（広島大学名誉教授）

森田　憲一
（広島大学名誉教授）

高本兎子男
瑞宝中綬章を授ける（各通）

下島　哲夫
瑞宝小綬章を授ける

椎名　慧　玉置　尤
安田　壽光　屋良　朝計
瑞宝双光章を授ける（各通）

石川　勇　半澤　俊一　渡部　幸平
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月十九日）

池田　利彦
瑞宝双光章を授ける

廣瀬　大善
（兵庫県警部）

山口　一雄　吉橋　正和
瑞宝単光章を授ける（各通）（以上七月二十日）

川路　利治
（内閣府事務官）

塚越　克次
瑞宝双光章を授ける（各通）（以上七月二十二日）

前本　雅司
瑞宝単光章を授ける（七月二十三日）

皇室事項

御弔電

天皇陛下はマルタ大統領閣下の夫君逝去につき、八月十八日同国大統領閣下へ御弔電を発せられた。

官庁報告

官庁事項

東北地方整備局公示

道路法（昭和二十七年法律第百八十号）第三十七条第一項の規定に基づき、道路の占用を制限する区域を指定することとしたので、同条第三項の規定に基づき次のとおり公示する。

その関係図面は、令和七年八月二十五日から二週間一般の縦覧に供する。

令和七年八月二十五日　東北地方整備局長　西村　拓

(一) 道路の種類　一般国道
(二) 路線名　四十六号
(三) 占用を制限する区域　盛岡市上太田下川原無番から同市上厨川字川原無番まで
(四) 制限の対象とする占用物件　新たに地上に設ける電柱（占用の制限の開始の期日より前に占用を認められた電柱の更新又は移設によるものを除く。）
ただし、電柱を地上に設けるやむを得ない事情があり、当該道路の敷地外に直ちに用地を確保することができないと認められる場合は、この限りでない。
(五) 占用を制限する理由　緊急輸送道路の占用を制限することにより、災害が発生した場合における被害の拡大を防止するため。
(六) 占用の制限の開始の期日　令和七年八月二十五日
(七) 図面縦覧場所　東北地方整備局及び同局岩手河川国道事務所

産業

日本産業規格

令和７年８月25日に下記の日本産業規格を制定、改正及び廃止したので、産業標準化法（昭和24年法律第185号）第19条の規定に基づき公示する。

令和７年８月25日　厚生労働大臣　福岡　資麿
経済産業大臣　武藤　容治

記

制定された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
クレーン―逸走防止等の装置　B8828
改正された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
産業車両―オーバーヘッドガード及び保護構造　D6021
（内容省略）
備考　内容は、日本産業標準調査会ホームページ（https://www.jisc.go.jp）において閲覧に供する。また、厚生労働省労働基準局安全衛生部安全課並びに経済産業省イノベーション・環境局基準認証政策課、各経済産業局及び内閣府沖縄総合事務局経済産業部においても閲覧に供する。
廃止された日本産業規格
（日本産業標準調査会審議）
クレーン―逸走防止装置―第１部：一般　B8828―1
クレーン―逸走防止装置―第４部：ジブクレーン　B8828―4
クレーン―逸走防止装置―第５部：天井走行クレーン及び橋形クレーン　B8828―5

公告

諸事項

相続財産清算人の選任及び相続権主張の催告